

第 5 6 号議案

兵庫県町議会議員公務災害補償組合同規約の一部変更の件

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、兵庫県町議会議員公務災害補償組合同規約を次のとおり変更することについて協議する。

よって、地方自治法第 2 9 0 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 3 日提出

加東市長 岩 根 正

兵庫県町議会議員公務災害補償組合同規約の一部を改正する規約

兵庫県町議会議員公務災害補償組合同規約（昭和 4 3 年兵庫県指令地第 1 6 5 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の 2 第 2 号を次のように改める。

(2) 2 以上の町の区域の全部又は一部をもって市を置いた場合における当該市の議会議員

第 4 条中「神戸市中央区下山手通 4 丁目 1 6 番 3 号」を「神戸市中央区東川崎町 1 丁目 3 番 3 号」に改める。

附 則

この規約は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

第 5 6 号議案 要旨

兵庫県町議会議員公務災害補償組合規約の一部変更（要旨）

1 協議理由

兵庫県町議会議員公務災害補償組合（以下「組合」という。）において共同処理する事務である公務災害補償の範囲に該当する市の議会議員の要件を改めるとともに、組合の事務所を移転することから、兵庫県町議会議員公務災害補償組合規約の一部を変更することを組合を組織する地方公共団体と協議することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 0 条の規定により議会の議決を求めるものである。

2 協議内容

市の議会議員の要件を改め、及び事務所の位置を変更することに伴い、兵庫県町議会議員公務災害補償組合規約の一部を変更すること。

3 施行期日 令和 6 年 7 月 1 日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
(町議会議員等の範囲) 第 3 条の 2 前条に規定する町議会議員等は、次に掲げる者とする。 (1) (略) (2) <u>市の議会議員（地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 9 第 1 項の指定都市、同法第 2 5 2 条の 2 2 第 1 項の中核市又は同法第 2 5 2 条の 2 6 の 3 第 1 項の特例市の議会議員を除く。）</u> (事務所の位置) 第 4 条 組合の事務所は、<u>神戸市中央区下山手通 4 丁目 1 6 番 3 号</u>に置く。	(町議会議員等の範囲) 第 3 条の 2 前条に規定する町議会議員等は、次に掲げる者とする。 (1) (略) (2) <u>2 以上の町の区域の全部又は一部をもって市を置いた場合における当該市の議会議員</u> (事務所の位置) 第 4 条 組合の事務所は、<u>神戸市中央区東川崎町 1 丁目 3 番 3 号</u>に置く。